

児童・生徒用 Chromebook 利用ガイドライン（保護者用）

はじめに

GIGA スクール構想に基づき配付している児童・生徒用 Chromebook（クロームブック）（以下、「Chromebook」といいます。）について、令和8年度に更新します。

本ガイドラインは、更新後の機器概要、個人情報の使用目的、使用にあたり守ってほしいルール等についてまとめたものです。お子様と一緒に内容をご確認いただき、適切にご使用いただきますようお願いいたします。

1 貸与される Chromebook について

（１）端末および付属品

- ア Chromebook：Dynabook 社製
- イ 液晶保護フィルム：貼付済み（※ 絶対にはがさないでください。）
- ウ AC アダプタ：ご家庭での充電用
- エ 純正タッチペン：本体側面格納（※ 必要に応じて学校より貸与）
- オ マウス（※ 必要に応じて学校より貸与）



Dynabook C70

ポイント

- ・ 画面とキーボードを取り外し可能
- ・ 前モデルより小型化・軽量化
(画面サイズ 10.1 インチ、画面のみで約 500g)

（２）利用できる環境

Chromebook はインターネット環境がある場所で利用することができます。足立区から貸与する Google アカウント（xxxxxxx@ict.adachi.ed.jp）でログインします。

QR コード読み取り、または Google アカウントとパスワードを手入力してログインすることで Chromebook を利用できます。

（３）利用できる時間帯

午前６時から午後１０時まで

(4) インターネット環境

ア 学校

インターネット環境が整備されています。

イ ご家庭

ご家庭でインターネット環境（テザリング含む）を整えていただくことを前提としています。経済的理由等により、真にインターネット環境のないご家庭の児童・生徒に対し、LTE 通信端末（インターネット環境がなくてもインターネット接続が可能）の貸出を行います。

《貸与基準》

自宅等にインターネット環境がない児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する者

(1) 足立区就学援助費支給認定を受けている者

(2) 上記以外で、下記に該当する者

ア 新たに回線を引くまでの間の者

イ 災害等に遭い避難している者

(3) その他教育長が特に認める者

(5) Chromebook でできること

ア 宿題や授業の予復習、AI ドリル（Qubena）の活用

イ Google Workspace for Education 内サービスを利用した授業や家庭学習、学校との情報連絡

【主なサービス】

① ドライブ（データ保存場所）

② クラスルーム（Web 上のクラス掲示板）

③ ドキュメント（文書作成）

④ スプレッドシート（表計算・データ集計）

⑤ スライド（発表用資料作成）

⑥ フォーム（アンケート・意見収集）

⑦ Meet（オンライン授業）

ウ インターネット検索及び各種クラウドサービス

エ カメラ機能

2 個人情報

(1) 個人情報の利用目的

足立区では、Google workspace for Education（教育用 Google サービス）、Qubena（AI ドリル）、MIM デジタル版（補助教材）、WEBQU（個別最適な学びに向けた調査）等のクラウドサービスを活用し、児童・生徒の個別最適な学習環境の充実を図っています。

取得・保存した個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

- ① 各種学習用クラウドサービス等のアカウント作成・管理のため
- ② 各教科等の授業・家庭学習における学習活動、課題提出、オンライン学習等を円滑に実施するため
- ③ 児童・生徒一人ひとりの学習履歴・習熟度に応じた個別最適な学習の提供及び学習指導に活用するため

(2) 個人情報の保存

足立区では、Chromebook を利用する際、以下の個人情報の保存を認めています。

児童・生徒の氏名、在籍校、在籍学年、在籍クラス、児童・生徒の音声・映像等の情報
児童・生徒が作成した課題、レポート作品などの学習データ

※ 保存されたデータはセキュアな環境に保存されています。

(3) 個人情報の持ち出し禁止

他の児童・生徒の個人情報を含むデータを個人のメモリ等に無断でコピーすることや、SNS 等にアップロードすることを禁止します。

3 お子様の安全管理のための取り組み

(1) インターネット環境のフィルタリング

有害情報や不適切なコンテンツへのアクセスを制限する仕組みがあります。

しかし、すべての Web サイトを網羅しているわけではありません。お子様が学習にそぐわないコンテンツを視聴していた場合は、学校にご相談ください。

(2) ログの管理

セキュリティ向上や児童・生徒の安全確保、適切な運用管理のため、教育委員会では各種ログを管理します。また、必要に応じて、教育委員会をはじめ学校、運用保守事業者、関係機関等で、管理しているログデータを利用する場合があります。

また、端末の紛失・盗難や学習以外での利用が疑われる場合は、校長・副校長・足立区教育委員会事務局職員が、端末の起動履歴、Google アプリケーションの利用履歴、および Google ドライブ上の保存データを確認することがあります。

4 使用時の注意事項

(1) 端末の正しい取扱い

- ① 持ち運びの際は、水筒の水漏れや強い圧力に注意すること。
- ② 清潔な手で使用すること。飲食をしながら使用しないこと。
- ③ ボールペン等で触れたり落書きしたり、磁石を近づけたりしないこと。
- ④ 湿気の多い場所や日光が当たる場所、ストーブの近くなどには置かないこと。
- ⑤ Chromebook を持ったまま走ったり、床に置いたりしないこと。
- ⑥ Chromebook に貼ってあるシールや保護フィルムをはがさないこと。
- ⑦ 充電残量を確認し、減ってきたら充電すること。(学校での充電もできます。)
- ⑧ 学校より端末の所在確認があった場合は応じること。

(2) 使用場所・目的

- ① Chromebook をご家庭に持ち帰る目的は、宿題や授業の予習復習、AI ドリルの活用、学校との情報連絡等です。学習活動に関わる以外には使用しないこと。
- ② こども支援センターげんき、区内学童保育室、児童館（ランドセルで児童館）、「居場所を兼ねた学習支援事業」の学習施設以外の場所では使用しないこと。
- ③ 使用しないときは必ずログアウトすること。

(3) 健康への配慮

- ① 明るい部屋で使用すること。
- ② 正しい姿勢を保ち、画面に顔を近づけすぎないようにすること。
- ③ 適度に休憩しながら使用すること。

(4) 情報モラル

- ① 個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）や、誹謗中傷をインターネット等には書き込まないこと。

(5) 端末本体に保存されているデータ

- ① カメラアプリで撮影した写真は、端末本体に保存されるため、故障等による端末交換時にデータが消えてしまわないよう、必要なデータは定期的に Google ドライブに保存（アップロード）すること。

5 端末の故障等について

(1) 故障・破損・紛失・盗難があった場合

貸与物品の故障・破損・紛失・盗難があった場合、速やかに学校に報告してください。
修理等は足立区が行います。

代替機の貸与等については、学校が行います。

(2) 費用の負担

故障・破損が故意や重大な過失によるものであった場合や、盗難・紛失があった場合は修理・購入代金等を保護者様にご負担いただく場合があります。

詳細は以下の表をご確認ください。

物品	事由	理由等	修理・購入費用負担
Chromebook	故障 破損	自然故障、及び故意・重大な過失によらない故障	足立区負担
		故意・重大な過失による故障	保護者負担 (端末費用・技術費・設定作業費・配送費)
	紛失	—	状況により教育委員会が判断
純正 タッチペン	故障	自然故障、及び故意・重大な過失によらない故障	足立区負担（交換対応）
	故障 紛失	故意・重大な過失による故障 紛失	必要な場合は保護者が代用品を購入
保護フィルム	剥がれ	—	必要な場合は保護者が代用品を購入
AC アダプタ	故障 破損	自然故障、及び故意・重大な過失によらない故障	足立区負担（交換対応）
		故意・重大な過失による故障	保護者が同等品を購入
	紛失	—	

※ 故意の定義

児童・生徒が Chromebook をわざと落とす・叩く・投げつける・燃やす・水没させるなど、故障・破損することを認識したうえで行った場合。

※ 重大な過失の定義

児童・生徒が Chromebook を落下しやすい場所や水没しやすい場所に放置するなど、注意すれば防げたにも関わらず不注意によって故障・破損に至った場合。

※ 弁償後の端末の取り扱い

弁償後に紛失・盗難対象の端末が発見された場合でも、負担金はお返しできません。返金の代わりに、発見された端末を保護者様に譲渡いたします。なお、発見された端末が故障していたとしても、教育委員会及び学校は修理費用をお支払いいたしません。